

### 緊急事態宣言発出に伴う当所業務について

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止のため、政府の緊急事態宣言の発令および兵庫県からの要請を受け、本会議所事務局の人員体制・業務を以下のとおりとします。

期間：1月18日（月）～2月7日（日）  
（今後の状況により、対応が変わる可能性があります）

■業務時間 平日 午前8時45分～午後5時30分（変更なし）

#### ■事務局職員の在宅勤務・時差出勤の導入

本会議所事務局内の「密集」度合を低下させるため、交代制による在宅勤務及び時差出勤を実施します。通常より限られた人員での業務対応になりご不便をおかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

#### ■本会議所主催の会議、イベント等の開催について

オンラインによる実施、参加人数の制限やレイアウトの工夫、飲食を伴う会合の制限・中止など、感染対策に留意しつつ開催します。

\*万一、個別の会議・イベント等を中止・延期する場合には、ご参加予定の皆様を担当部署から別途ご連絡いたします。

#### ■経営相談等業務について

資金繰りを中心としたご相談を随時受け付けております。来館の際には、お電話等で事前連絡をいただくとスムーズにご案内できますのでご協力願います。

#### ■ご来館の皆様へのお願い

本会議所にご来館される皆様には、マスクの着用、入口での手指消毒を必ずお願いいたします。また、発熱や咳など体調の優れない場合には、ご来館を見合わせて頂きますようお願いいたします。

以上